

第53号議案

品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

品川区立幼稚園条例（昭和41年品川区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「幼児1人につき、別紙第2に定める額」を「零」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第5条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育利用料は、預かり保育利用料の日額から450円（1月の預かり保育の利用日数が26日目に当たる日にあつては50円、27日目以降に当たる日にあつては零）を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「実徴収額」という。）を徴収する。

第5条第5項中「別表第6」を「別表第2」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出し中「保育料」を「預かり保育利用料」に改め、同条中「保育料および」を削り、同条ただし書中「委員会」を「次項に規定する場合および委員会」に、「とき」を「場合」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第6

条とする。

- 2 既納の実徴収額について、預かり保育利用料の1月ごとの合計額から令第15条の6第2項第2号に定める額を減じた額(その額が零を下回る場合は、零とする。)を超えて徴収した額がある場合は、その超えた部分に相当する額を還付する。

第8条を第7条とする。

別表第2から別表第5までを削る。

別表第6中「場合」を「施設」に改め、同表を別表第2とする。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条から第6条までの規定および別表第2の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料および預かり保育利用料について適用し、同年9月以前の月分の保育料および預かり保育利用料については、なお従前の例による。

(説明) 保育料を無償化するとともに、保育の必要性の認定を受けた児童の預かり保育利用料の一部を無償化する必要がある。